

## 第70号議案

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ  
うに定める。

平成27年8月31日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

J R 芦屋駅南自転車駐車場5の供用を平成27年11月30日をもって廃止するた  
め、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和63年芦屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項ただし書中「, JR芦屋駅南自転車駐車場5」を削る。

第4条第2項中「阪急芦屋川駅北自転車駐車場」の次に「, 阪神芦屋駅西自転車駐車場」を加える。

別表第1 JR芦屋駅南自転車駐車場5の項を削る。

別表第2 4 阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場, JR芦屋駅南自転車駐車場1, JR芦屋駅南自転車駐車場2, JR芦屋駅南自転車駐車場4, JR芦屋駅南自転車駐車場5, JR芦屋駅南自転車駐車場6, JR芦屋駅南自転車駐車場7, JR芦屋駅南自転車駐車場8及びJR芦屋駅南自転車駐車場9の使用料の表中「, JR芦屋駅南自転車駐車場5」を削る。

附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

J R 芦屋駅南自転車駐車場 5 の供用を平成 2 7 年 1 1 月 3 0 日をもって廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) J R 芦屋駅南自転車駐車場 5 の供用を廃止する。  
(第 3 条の 2, 別表第 1 及び別表第 2 関係)
- (2) その他規定の整理

#### 3 施行期日

平成 2 7 年 1 2 月 1 日。ただし、2 (2) の規定は、公布の日